

佐賀市立

春日北コミュニティセンター



KASUGAKITA COMMUNITY CENTER

佐賀市立
春日北コミュニティセンター

〒840-0202 佐賀市大和町大字久池井1756番地1
TEL:0952-62-8828 FAX:0952-62-8828



施設案内



大会議室



小会議室



調理研修室



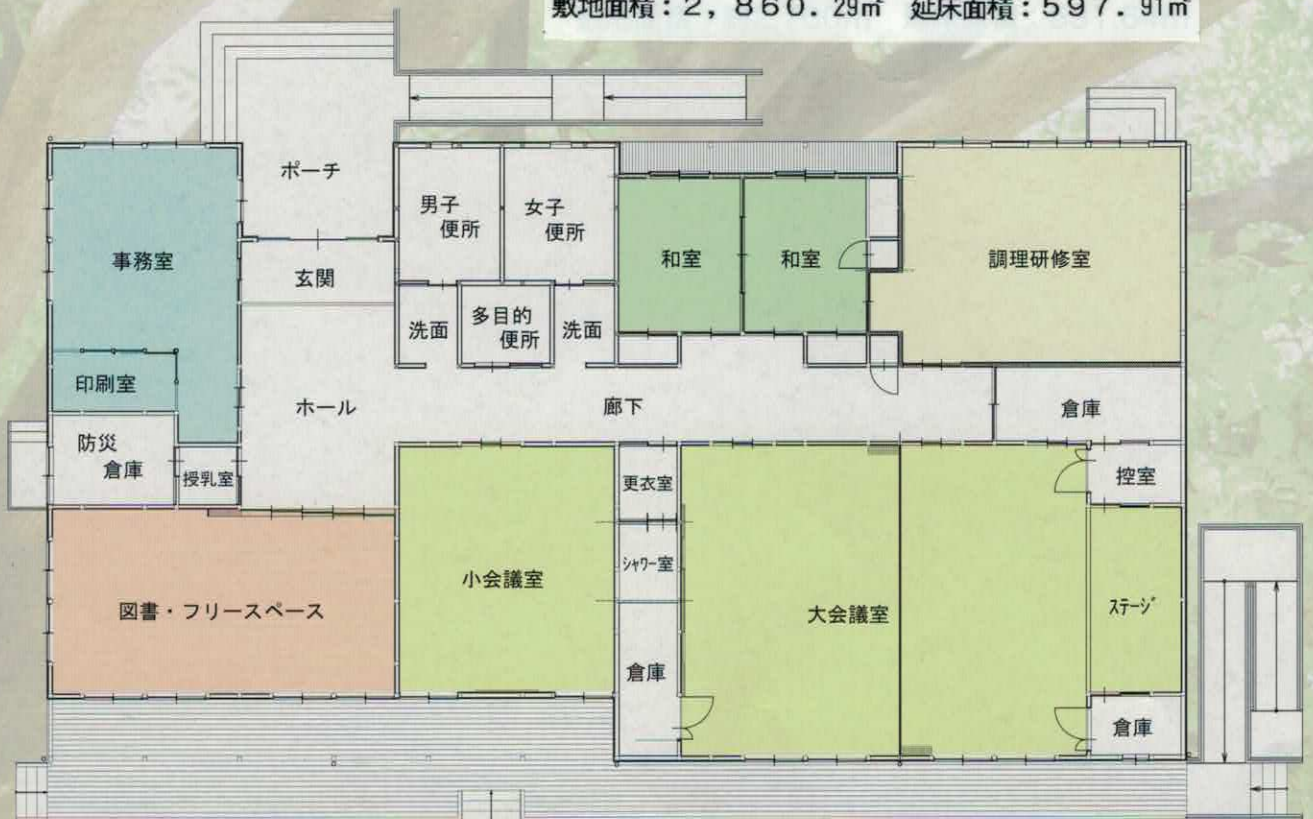
和室



図書・フリースペース

施設見取図

敷地面積：2,860.29㎡ 延床面積：597.91㎡



利用規程

○佐賀市立コミュニティセンター管理運営規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、佐賀市コミュニティセンター条例（平成17年佐賀市条例第208号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、佐賀市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第3条 コミュニティセンターの使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

（休館日）

第4条 コミュニティセンターの休館日は別表のとおりとする。

（使用の手続）

第5条 条例第3条第1項の規程によりコミュニティセンターの使用の許可を受けようとするものは、コミュニティセンター使用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出があった場合において、適当と認めるときはコミュニティセンター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（冷暖房設備の使用）

第6条 冷暖房設備を使用するものは、その実費相当額を負担するものとする。

（使用者の遵守事項）

第7条 コミュニティセンターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 危険物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 施設、設備等の使用を終了したときは、これを元の状態に回復し、または所定の場所へ返還すること。
- (5) 全各号に掲げるものの他、係員の指示に従うこと。

○佐賀市コミュニティセンター条例（抜粋）

（使用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷し、または滅失する恐れがあるとき。
- (3) 営利を目的として使用するとき。
- (4) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、またはこれらに反対するために使用し、その他政治的活動のために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対するために使用し、その他宗教的活動のために使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

利用案内

●使用時間及び休館日

- ・使用時間 …… 午前8時30分から午後10時まで
- ・休館日 …… 毎月第3日曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
佐賀市に在住・勤務・通学されている方は無料です。

●使用料（1時間あたり）

- ・大会議室 …… 全室使用 720円 1/2室使用 410円
- ・小会議室 …… 300円
- ・和室 …… 全室使用 300円 1/2室使用 200円
- ・調理研修室 …… 510円

1. 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。
2. 使用時間は、準備並びに使用後の原状回復等に要する時間を含むものとする。

●冷暖房利用料 …… コインタイマー

（1台に付1時間100円）





川上峡 鯉のぼり



佐賀大和インターチェンジ



川上頭首工



春日御墓所



乙文殊宮



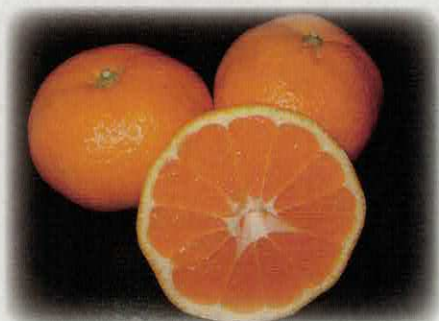
春日北小学校



肥前国庁跡



白玉饅頭



春日みかん

建設経緯

- 平成22年 7月 佐賀市立公民館等整備計画策定
- 平成23年 7月 春日北コミュニティセンター建設検討委員会設立
- 平成24年 9月 配置計画決定
- 平成24年12月 土地売買契約
- 平成25年 6月 造成工事完了
- 平成26年 3月 建物完成（建築・電気・機械）

Access Map

